

# 商標「エコチューニング」「Eco-Tuning」使用規程

環境省地球環境局総務課低炭素社会推進室

平成 28 年 10 月 27 日制定

## 1 総則

### 1.1 目的

この規程は、登録商標「エコチューニング」及び「Eco-Tuning」(以下「商標」)の識別を容易とするとともに、普及促進及び類似業務との差別化を図るため、本商標の適正な使用に関し、必要な事項を定めるものである。

### 1.2 管理事務

商標の権利(商標登録:2015-043141)は環境省が保有し、管理事務は、環境省が選定した「エコチューニング推進センター 認定制度運営事務局」(以下「推進センター」)が行う。

### 1.3 定義

#### 1.3.1 エコチューニングの定義

「エコチューニング」とは、低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うことをいう。

「エコチューニングにおける運用改善」とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

#### 1.3.2 エコチューニング技術者の定義

「エコチューニング技術者」とは、推進センターが実施する技術者資格認定制度の認定を受けた者であり、エコチューニングの実践の担い手となる技術者をいう。エコチューニング技術者には「第一種エコチューニング技術者」「第二種エコチューニング技術者」の種別がある。

#### 1.3.3 エコチューニング事業者の定義

「エコチューニング事業者」とは、推進センターが実施する事業者認定制度の認定を受けた者であり、エコチューニングの実施主体となる事業者をいう。

#### 1.3.4 エコチューニングサービス・業務の定義

「エコチューニングサービス」「エコチューニング業務」は、エコチューニングに係る計画の立案及び実践並びに効果検証と改善提案等の提供をするサービス・業務を指し、エコチューニング事業者によって提供されるサービス・業務のみをいう。

## 2 商標の使用者の責務

商標は、1.3の定義に基づき使用することができる。商標使用者は、関係法令及び本規程を遵守しなければならない。なお、環境省は商標の使用に伴って生じる一切の事項（3.2における使用改善要求に伴うものを含む）に対する責任を負わないものとする

## 3 改善等の指示

### 3.1 商標の使用状況の監視・使用改善の要求

推進センターは、商標の使用状況を、ウェブサイト等を通じて定期的に監視し、本規程を遵守せずに商標を使用している事例を確認したときは、使用者に使用改善を求めることができる。

### 3.2 監視・指示の報告

推進センターは、3.1による使用改善の要求を行ったときは、速やかに環境省に報告する。

## 4 その他

本規程の改廃は、環境省地球環境局総務課低炭素社会推進室長が定める。

## 附則

本規程は、平成28年10月27日より施行する。

以 上

## 別紙

### 【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

#### 【第37類】

【指定商品（指定役務）】省エネルギー装置の設置工事，建設工事，建築工事に関する助言，建築設備の運転・点検・保守・整備及びこれらに関する助言，照明用器具の修理又は保守及びこれらに関する助言，暖冷房装置の修理又は保守，パーナーの修理又は保守，ボイラーの修理又は保守，ポンプの修理又は保守，冷凍機械器具の修理又は保守，電動機の修理又は保守，配電用又は制御用の機械器具の修理又は保守，発電機の修理又は保守

#### 【第41類】

【指定商品（指定役務）】エネルギー又は省エネルギーに関する知識の教授，その他の知識の教授，資格認定試験又は資格検定試験の実施，資格の認定及び資格の付与，エネルギー又は省エネルギーに関するセミナー・研修会・講習会の企画・運営又は開催，その他のセミナー・研修会・講習会の企画・運営又は開催，電子出版物の提供，図書及び記録の供覧，図書の貸与，教育研修のための施設の提供

#### 【第42類】

【指定商品（指定役務）】建築物の省エネルギー設計に関する助言，建築物の設計，測量，省エネルギー機器若しくは設備の設計，その他の機械・装置若しくは器具（これらの部品を含む。）又はこれらの機械等により構成される設備の設計，ビルの省エネルギーに関する評価又は診断，省エネルギーに関するコンサルティング，省エネルギーに関する試験・研究，省エネルギーに関する情報の提供，省エネ及びエネルギー効率の分野に関する技術的な助言，省エネ対策に関する技術的な助言の提供，建築又は都市計画に関する研究，公害の防止に関する試験又は研究，電気に関する試験又は研究，土木に関する試験又は研究，機械器具に関する試験又は研究，計測器の貸与

以 上